

令和5年度事業計画

1. はじめに

南足柄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、南足柄市が策定した地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）（以下「福祉計画」という。）と基本理念及び基本目標を共有した第5次地域福祉活動計画（令和3年度～7年度）（以下「活動計画」という。）を策定し、事業を推進しています。中間年となる今年度は、実情に合った計画となるよう見直しを進め、最終年度の7年度に向け後期の事業を推進してまいります。

また、令和3年度に策定した「発展強化計画」に沿って昨年度は、廃止を含めた事業の見直し、研修等による人材育成、計画的な職員採用などを進めてきました。今年度も、地域福祉を推進する中核的な団体として、組織体制、財務、体質等の強化を図るとともに、人材育成のための専門資格の取得支援、情報力強化のためのホームページのリニューアルなど計画に基づき組織強化を進めてまいります。

昨年7月に、足柄上地区1市5町から委託を受け、成年後見制度の普及啓発、相談体制の充実などを目的とした「あしがら成年後見センター」を開設しました。センターでは、成年後見制度の周知を図るため、広報事業や講演会などを実施するとともに、各市町や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などと連携し、高齢者や障害者など判断能力が不十分な方の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するため相談や支援を進めています。今年度も引き続き、相談体制の充実や成年後見制度の啓発に努めるとともに制度の利用促進のため市民後見人等、担い手養成についても検討してまいります。

また、障害者の福祉増進に寄与するため、平成3年より、車いすをご利用の方や、寝たきりの方を対象に病院や福祉施設へ送迎を行う移送サービス事業（ハンディキャブ）を実施しています。

今年度、秋ごろを目途に、病院への通院等だけでなく、市内の公共施設や銀行などへの送迎、買い物支援のための市内のスーパーマーケットへの送迎、バリアフリーが整備されている駅までの送迎など、サービス提供範囲の拡充を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だに見えなく、地域福祉活動やボランティア活動など縮小や延期等も避けられない状況です。今年度もITを活用した事業の実施や適切な感染防止対策を講じた中で、安定した地域福祉サービスを提供

できるよう、創意工夫して活動に取り組んでまいります。

また、障害者福祉事業や障害者相談事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センター事業においても、利用される方がコロナに感染されないよう十分配慮し、停滞なく運営できるよう努めてまいります。

さらに、ウクライナ紛争の影響で物価高も進み、生活が困窮した世帯が大きく増えています。これらの方々を支えるため、「みなみのお福さん」などの食糧支援をはじめ、生活福祉資金貸付事業や簡易小口生活資金貸付事業を適切に実施し、生活困窮者への自立支援事業を進めてまいります。

大規模な災害が発生したときには、被災した人々の支援には、ボランティア活動が大きな役割を果たします。関係機関や団体等と協力し、災害時のより迅速な対応を目指し、先進事例を参考にした災害ボランティアセンター運営訓練の実施など日ごろからの備えを進めてまいります。

国の総人口が減少する中、要介護状態になるリスクの高い75歳以上の後期高齢者が増えていくことが予想されています。しかし、認知症や独居高齢者への対応、医療的ケアの必要な方などへの対応が、これまで以上に求められる訪問介護事業所では、訪問介護員の確保難や高齢化が進んでいます。社協も同様に喫緊の課題となっています。そこで今年度社協では、自ら介護職員養成事業（初任者研修）を実施し、適切な介護技術の提供及び訪問介護サービスの安定供給、サービスに係る人材の確保を図ります。

以上が令和5年度の事業の概要になりますが、次に掲げる主な諸事業についても、地域住民、行政、関係機関、関係諸団体等と協働して取り組んでまいります。

2. 基本理念

「いつまでも健康で、人がつながり支えあうまち、南足柄」

3. 基本目標

- (1) 人づくり
- (2) 地域づくり
- (3) 体制づくり

4. 今年度の取り組みの重点

- (1) あしがら成年後見センターの運営
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 移送サービス事業の拡充
- (4) 防災・危機管理体制の構築

5. 主な事業内容

人づくり

(1) 地域福祉に参画する担い手の養成

地域の様々な福祉活動を中心となってリードしてくれる人材がもっと増えるように、学習の機会や活躍の場を作ります。

① 福祉教育支援事業

各小中学校へボランティアが出向き、児童・生徒に対し、ボランティア活動体験をサポートします。

② 南足柄で育つ好奇心「寺子屋」事業

地域の中の開かれたゆるやかな活動場所として「車いす探検隊」、「手話教室」などの体験型プログラムを学校の長期休暇期間に合わせて実施し、子どもたちの居場所づくりを進めるとともに福祉に関する興味を高めます。

③ ふれあい出前講座

地域福祉会や自治会、老人クラブ等が福祉研修を開催する場合の補助として講座メニューの中から選択し、その内容に沿って関係団体と協力しながら、地域において講座を開催します。

(2) NPO・ボランティア活動等の推進

地域で活動しているNPOやボランティアを、ボランティアセンターを通じてサポートし、市民の皆さんが参加しやすい環境を作ります。

① ボランティアセンターの運営

ボランティア活動をしたい個人・団体と、ボランティアをしてほしい人に対し、情報提供とコーディネートを行います。

② ボランティア養成講座の開講

ボランティア活動を始める方に向け、ボランティア養成講座を開催します。

(3) 地域におけるネットワークの強化

地域福祉や地域活動について多くの方が関心を持ち、参加・活躍の場がもてるように、地域住民や福祉関係団体間の連携・協力を進めていきます。

① 足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会

足柄上地区の福祉関係機関、福祉施設、行政、社協、弁護士等が一同に会し、福祉事例を通しネットワークの構築を図ります。

② 福祉関係団体等との連携

自治会長連絡協議会や民生委員児童委員協議会、地域福祉会、老人クラブ連合会等と連携を図り地域福祉を推進します。また、企業等と連携した事業を模索します。

③ 社会福祉大会の開催

地域福祉活動にご尽力された方々や団体を表彰し、市民福祉の啓発を図ると共に地域福祉活動等の状況を広報します。

④ 地域アセスメントの推進

地域の福祉課題に対して、必要な支援に取り組むため、地域と一緒に生活支援ニーズを正確に把握・分析し、その結果から課題解決を検討します。

⑤ 介護のチカラで南足柄を一番にする会～NEXT10の活動支援

介護職の有志団体 NEXT10 の活動を支援します。

地域づくり

(1) 人と人の結びつきの推進

地域福祉会や地域のサロン活動など、草の根レベルの活動を通じて、様々な人と人がつながる機会を作ります。

① ホームページ、広報誌等の発行

社会福祉協議会の事業や活動状況を掲載し、地域福祉活動を周知・PRします。また、より一層親しみやすく見やすいホームページを目指してリニューアルをします。

② 地域福祉会への支援

地域福祉会が行うサロン活動の開設支援や継続支援の実施、花壇整備や世代間交流等、地域の特性を生かした福祉活動を支援します。

(2) 地域におけるセーフティネットの構築

生活に困っている方や、一人暮らしの高齢者、認知症の方などが安心して暮せるように、地域で支える仕組みを作ります。

① アンカーサポート事業

身元保証や死後事務手続きに関して不安を抱える高齢独居や夫婦のみの世帯を対象に、電話や訪問による基本見守りサービスの他、入院入所時の支援、保証、亡くなった後の事務手続き等のサービスを実施します。

② エンディングノート配布事業

南足柄市版エンディングノートを作成し、必要な方や希望する方に対し配布します。

③ 認知症サポーターにおける活動につなげる仕組み

認知症サポーターが地域で活躍できる仕組みを作ります。

(3) 人権の尊重と権利擁護の充実

判断能力が十分でない高齢者の方や障害者の方など、サポートが必要な方が安心して暮せるように、人権の尊重と権利擁護を推進します。また、成年後見制度の普及と利用促進を行います。

① あしがら成年後見センターの運営

住民が必要に応じて成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、権利擁護支援を受けられるネットワークづくりを行うことで、住民が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的とするあしがら成年後見センターを適切に運営します。

② あんしんセンター事業の推進

地域で自立した生活支援として財産の管理や福祉サービス的手段等支援するため法人後見事業や日常生活自立支援事業を実施します。

(4) 地域共生の社会づくり

地域で様々な困りごとを抱える人を地域の中で支えられるように、住民同士の助け合いの仕組みを作ります。

① おたがいさまネット南足柄への活動支援

一人暮らし高齢者等が身近な地域で自立した生活が送れるように、ちょっとした困りごとを手伝う生活支援活動を行う「おたがいさまネット」につい

て、岡本地区と南足柄地区（令和3年7月より壺下自治会が開始）が令和5年度より組織を統合し活動を開始する「おたがいさまネット南足柄」の活動支援を行います。

② 協議体（地域包括）の設置

地域包括ケアシステムの構築のため、地域ニーズをキャッチして、住民に戦略的に働きかけて足りない社会資源を作っていこうとする協議体を中央地区（北足柄地区、南足柄地区、福沢地区）、岡本地区の2か所に設置します。協議体は、民生委員、住民代表、地域包括支援センター、行政、社協により構成され、定期的な情報共有や連携の強化、地域課題の解決に向けた具体的な支援等を検討します。

（5）自助、互助、共助による防災体制の構築

様々な災害に対するシュミレーションをあらかじめしておき、実際の災害が起きた時に適切な対応が出来るように準備します。

① 災害ボランティア養成講座の開催

登録されている災害ボランティアや新たに関心があり参加される方を対象に自己研さんを図るための講座を開設します。

② 災害ボランティアセンター運営訓練の実施

実際に災害にあった地域を参考に、災害ボランティアセンター運営マニュアルに沿って運営訓練等を進めます。

③ 災害時のBCPの運用

災害時に業務が迅速に対応できるよう、事業ごとのBCPにそった対策を進めます。

体制づくり

（1）相談体制の充実

様々な窓口で皆様からの相談に対応するため、部署間や関係団体との情報共有や連携を深め、相談に対して総合的に対応できる体制を作ります。

① 岡本地区地域包括支援センターの運営

岡本地区の高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを市より受託し、認知症など様々な多くの問題を抱えるケースに対して市や関係機関

等と連携しながら高齢者や障害者など地域住民の健康と安心のため相談業務を行います。

② 相談支援事業所（自立サポートセンタースマイル）の運営

障がいによって生活に不自由をきたしている方に対して、在宅での生活が安心して過ごしていけるための支援です。就労が困難な方や社会の中で居場所のない方に、働く事や活動に参加する事への支援を行うなど、障害福祉サービスを利用する事で、その方が地域の中で安心して健康的に暮らしくいけるよう、また生きがいのある生活を目指していけるように支援していきます。

令和5年度は、足柄上地区の基幹相談支援センターの令和6年度設置に向けて行政、足柄上地域で事業を行っている各相談支援事業所と協議を重ねていきます。

③ 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー事業）

介護が必要な方（及びご家族）が、その方の生活能力に応じて日常生活をご自宅で送れるように、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して適切な介護保険サービスなどが提供されるよう調整します。

業務遂行に関しては、自立支援・利用者本位・公正中立などの基本姿勢で臨みます。

④ 訪問介護等事業所（ホームヘルパー事業）

住み慣れた地域で安心した在宅生活を送れるよう、介護保険・障害者総合支援法に基づき、認定を受けている方を対象として身体介護・家事援助などのサービス提供を行います。

また、事業所の人材確保などを目的に介護職員養成研修（初任者研修）を実施します。

（2）福祉サービスの充実

必要としている方に十分な福祉サービスが提供されるように、福祉サービスに関する情報提供と質の向上に努めます。

① 移送サービス事業の実施

車いすを使用する障害者や高齢者を病院等への移動を支援します。また、秋ごろを目途に買い物支援として市内各スーパーマーケットや銀行・公共施設の送迎、バリアフリーが整備されている大雄山駅、和田河原駅、開成駅に送迎など、サービス拡充を図ってまいります。

(3) 障害者の自立支援

障害の状況や必要な支援はその人によって様々です。障害のあるなし、程度に関わらず、だれもが社会の中で働く場や居場所が持てるような生活の場を作ります。

① 「ワークピアさつき」「アースエコー」の運営

一般企業等での就労が困難な方に、日中に作業を行う場を提供することで、生活習慣の安定、一般就労への訓練、対人関係の習得など、個別の目標に合わせた支援を行っていきます。

「ワークピアさつき」では、利用される方が作業に対して不安なく前向きな気持ちで取り組んでいけるよう、安定した作業の確保に努めていきます。また、「アースエコー」の移転後に係る取り組みとして、体制や事業内容等の見直しをしていきます。

② 当事者活動（ピアサポーター）の活動支援

障害当事者の方が情報発信し、人権の尊重に関する啓発活動を行うことへの支援をします。

(4) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者に対して、食料支援や資金貸付、生活立て直しに向けた家計相談等を行います。

① 生活困窮者への食料支援

食料支援「みなみのお福さん」事業を見直し、一時的に生活が困窮した世帯等を適切に支援します。

② 生活福祉資金貸付

生活が困窮している低所得者、障害者、高齢者に対して、必要な相談支援を行うとともに行政の家計相談支援とも連携し低金利での資金の貸付を行い、自立と生活意欲の助長を図ります。

③ 簡易小口生活資金貸付事業

不測の事態により一時的に生活が困難な世帯に対し、5万円を上限に資金の貸付を行い、生活の安定及び自立を支援します。